

第 5 次福岡市子ども総合計画

目標 1 安心して生み育てられる環境づくり (素案)

施策１ 母と子の心と体の健康づくり

これまでの取組と成果

- ◆全区に母子保健訪問指導員を配置して母子保健訪問指導や新生児全戸訪問を充実させるとともに、全区に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を強化しました。
- ◆産後サポート事業を実施し、産後早期の母子に対する心身のケアや育児サポートに取り組むとともに、新生児を対象とした聴覚検査の全額助成を実施し、母親と子どもの心と体の健康づくりを推進しました。
- ◆子どもを望む夫婦に対する不妊治療費の助成を実施するとともに、不妊カウンセラーや医師が不妊の相談に応じる不妊専門相談センターを開設し、不妊に悩む人への支援と相談体制を強化しました。

現状と課題

- ◆子育てへの不安や負担を感じる保護者の割合が増加しています。安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要であり、特に出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援を行う必要があります。
- ◆産後早期の母親等に対して心身のケアや育児等の支援を行う事業の利用者が増加しており、産後早期における支援ニーズの高さがうかがわれます。
- ◆児童相談所における児童虐待対応件数の約５割が乳幼児期であるなど、児童虐待防止に向けても、乳幼児を持つ保護者に対する支援は重要です。

施策の方向性

- ◆母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。
- ◆不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

(1) 妊産婦に対する産前・産後支援の充実

①子育て世代包括支援センターを中心とした妊産婦に対する支援の充実

- 母子健康手帳交付の際に、助産師等の専門職がすべての妊婦と面談を行うとともに、妊娠期から支援が必要な方について、産科医療機関と連携した支援を行います。
- 出産後、母体の回復状況や精神状態等の把握を行う産婦健康診査の実施を検討します。
- 必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、助産師等が生後３か月ごろまでにすべての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。
- 乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問や子ども家庭支援員の派遣を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

②情報提供の充実

- 子育て世代包括支援センターにおける母子健康手帳や副読本の交付等により、妊婦や乳幼児の保護者に、乳幼児の発達段階に応じた育児・健康に関する情報を提供します。
- ホームページやメールマガジンなどを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、マタニティスクールや新生児訪問、乳幼児健康診査など、さまざまな機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。
- 妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子どもの食生活、早寝早起きなどの基本的な生活習慣や、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健康診査や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。

(2) 健康づくりと小児医療の推進

- 妊婦と胎児の健康管理の充実・向上、疾病や異常の早期発見や予防などのため、医療機関などで行う妊婦健康診査の費用を助成します。
- すべての赤ちゃんを対象に、新生児聴覚検査の初回検査費用を公費負担し、生まれつきの難聴の早期発見・早期療育につなげます。
- 乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などを行います。
- 感染症を予防するため、ワクチンの接種効果や副反応などについて十分な説明を行いながら、予防接種を推進します。
- 保育所や幼稚園において、園児、児童生徒への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。
- 福岡市立こども病院において高度小児医療、小児救急医療、周産期医療を提供します。
- 子どもの救急医療に関する広報・啓発をより積極的に行うとともに、急患診療センターで診療に従事する医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実に取り組みます。
- 未熟児、小児慢性特定疾病児童などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、適切な情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実に取り組みます。

(3) 食育の推進

- 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期です。「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」に取り組みます。
- 食品の安全性の確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実に取り組みます。

(4) 不妊に関する相談支援

- 子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊専門相談センター等での相談・支援や不妊治療費への助成を行うとともに、不育症の方への支援を検討します。

現在の主な事業

妊婦健康診査 乳幼児健康診査 妊婦歯科健康診査
乳幼児歯科健康診査 障がい児歯科健康診査 子育て世代包括支援センター
母子巡回健康相談 母子保健訪問指導 産後サポート事業
こんにちは赤ちゃん訪問事業（施策3） 母親の心の健康支援事業
ブックスタート事業 新生児聴覚検査事業
未熟児養育医療 小児慢性特定疾病児童に対する支援（医療費助成・自立支援事業）
食育推進 各区における食育推進事業 保育所・幼稚園などでの食育の推進
特定不妊治療費助成 一般不妊治療費助成 不妊専門相談センター

施策２ 幼児教育・保育の充実

これまでの取組と成果

- ◆保育需要の増加に対応するため、保育所等の新設や増改築、小規模保育事業の認可を実施したほか、企業主導型保育事業を促進するなど、多様な手法により保育所等の整備を進めた結果、待機児童の数は減少傾向にあります。
- ◆様々な就労形態に対応する夜間保育や延長保育、病児・病後児デイケア事業、一時預かり事業など、多様な保育サービスを実施しました。
- ◆医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるモデル事業に取り組みました。
- ◆保育所の増加等に伴い必要な保育士等を確保するため、潜在保育士等の就職支援などを実施するとともに、就職準備金や保育料の貸付、家賃助成、奨学金返済の支援などに取り組みました。

現状と課題

- ◆女性就業者数の増加に伴って共働き家庭が増加していることなどから、今後も、保育を必要とする子どもは増加すると考えられます。地域におけるニーズを考慮し、きめ細かに対応していくことが必要です。
- ◆保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などの保育サービスの一層の充実が必要であり、また、保護者が安心して働けるよう、病児・病後児デイケアなどの拡充が求められています。

施策の方向性

- ◆質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。
- ◆共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

- 教育・保育のニーズに的確に対応するため、福岡市こども・子育て審議会「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。
- 企業主導型保育事業や幼稚園における２歳児受入れの促進など多様な手法により、保育の受け皿を確保します。

(2) 保育士の人材確保

- 保育士を安定的に確保するため、「保育士・保育所支援センター」における就職あっせんや保育士就職支援研修会などを実施するとともに、ハローワークなどとも連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。また、指定保育士養成施設などにおける学生への就職支援・相談会などを実施します。
- 就職準備金や保育料の貸付、家賃助成、奨学金返済の支援などに取り組みます。

(3) 多様な保育サービスの充実

- 保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日や夜間の保育、病児・病後児デイケア、一時預かり事業（施策3再掲）、ショートステイ（施策11再掲）など、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保に取り組みます。
- 子育て家庭のニーズが高い子どもショートステイ事業について、乳児院や児童養護施設に加え、身近な地域での受け入れ先として里親等を活用し、量の見込みに応じた利用枠の確保を計画的に進めるとともに、子ども家庭支援センター等による受け入れ先のマッチングを図るなど、育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防に取り組みます。（施策11再掲）

(4) 障がい児保育等の推進

こども・子育て審議会に諮問し、検討中

(5) 教育・保育の質の向上

- 保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。
- 教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、保育現場のニーズを踏まえた効果的な研修の実施方法を検討するなど、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。
- 認可外保育施設については、保育の内容や子どもの健康、安全・衛生面の充実を促進します。

(6) 教育・保育における連携推進

- 保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

現在の主な事業

保育所等整備の推進 企業主導型保育促進事業 幼稚園2歳児受入れ促進事業
保育士の人材確保事業 保育士就職支援事業 保育士就労継続支援事業
保育士奨学金返済支援事業補助金 保育士家賃助成事業補助金
子育て支援員等研修事業
延長保育（時間外保育事業） 休日や夜間の保育 病児・病後児デイケア事業
一時預かり事業（施策3再掲） 子どもショートステイ（施策11再掲）
障がい児保育 医療的ケア児保育モデル事業
保育所職員等研修事業 保育所等防犯対策強化事業
保育所等における人権教育の推進
園庭開放、園行事の地域開放など

施策3 身近な地域における子育て支援の充実

これまでの取組と成果

- ◆地域全体で子どもを見守り育む活動の一環として、民生委員・児童委員が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育て情報を提供する、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施するとともに、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や、地域の見守りのもとで乳幼児の親子が気軽に集える子育て交流サロンの支援などを実施し、事業の充実に取り組みました。
- ◆各区配置の子育て支援コンシェルジュを増員し、身近な場所に出向いての出張相談を実施するなど寄り添い型支援の充実を図りました。

現状と課題

- ◆都市化の進展や核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えています。
- ◆子育て家庭における子育てに対する不安や負担を解消するため、子どもプラザ、子育て交流サロン、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなど、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。
- ◆子どもや子育て支援に関して、市民がアクセスしやすく、分かりやすい情報の提供に取り組みます。

(1) 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

- 公民館や老人いこいの家など地域の施設を活用し、より身近な場所での遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に取り組みます。
- 地域のボランティアの見守りの下、乳幼児の親子が気軽に訪れ自由に過ごせる「子育て交流サロン」の開設や運営を支援します。また、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。
- 乳幼児の親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、「子どもプラザ」を増設・運営するとともに、一時預かり事業、子育て相談機能の充実に取り組みます。
- 区保健福祉センターや子どもプラザなどにおいて、子どもや家庭に関する相談事業やしつけに関する教室・講座を実施するなど、家庭の子育て力の向上に向けた取組みを推進します。
- 子育て支援コンシェルジュが子育ての相談に応じるとともに、ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行います。

(2) 乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり

- さまざまな人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。幅広い世代の住民の交流を促進し、高齢者や子育ての経験者、父親を含む子どもの保護者などが、子どもや子育てに関する取り組みや活動に積極的に参加・参画し、活躍できる仕組みづくりを進めます。
- ファミリー・サポート・センターを通じ、地域における子育ての相互援助活動を推進します。
- 民生委員・児童委員による子育て家庭への訪問活動や情報提供などを行います。

(3) 身近で利用しやすい一時預かりの充実

- 乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、乳幼児を一時的に預かる事業の充実に取り組みます。

(4) 子育て支援サービスの情報提供と利便性向上

- 「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく市民に提供します。
- AI など新たな情報技術を活用し、市民一人ひとりのニーズに沿った新たな問い合わせサービスの提供に取り組みます。

現在の主な事業

子育て交流サロン 子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業） 子育て教室
子育て支援コンシェルジュ（利用者支援事業）
地域ぐるみの子育てネットワークづくり
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
こんにちは赤ちゃん訪問事業 子育てサポーター養成講座
子育て交流サロン・サークルリーダー養成講座
一時預かり事業
子ども情報提供 各区子育て情報マップ 転入世帯への子育て情報提供

施策4 障がい児の支援（乳幼児期）

これまでの取組と成果

- ◆療育センター等における新規受診児数の増加に対応し、相談対応・診断・療育を実施するとともに、新生児を対象とした聴覚検査の全額助成を実施し、障がい児の早期発見と早期支援に取り組みました。
- ◆通園療育ニーズの増加に対応するため、児童発達支援センターを、平成27年度と31年度にそれぞれ1か所設置しました。また、保育所・幼稚園に通う障がい児の専門的な療育の場として、平成28年度に児童発達支援センターの分園を4か所開設しました。
- ◆医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるモデル事業に取り組みました。（施策2再掲）

現状と課題

- ◆療育センター等における新規受診児数が引き続き増加しており、特に発達障がい児の新規受診や相談の増加が顕著であることから、相談・診断・療育機能について早急に充実を図る必要があります。
- ◆障がい児の保護者に行った調査（平成28年度福岡市障がい児・者等実態調査）では、障がいの診断・判定を受けた頃の苦労、悩み、不安として、「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」が最も多く、次いで「身近に相談できる相手がいなかった」「保健所や福祉事務所、専門機関でもっと指導してほしい」などとなっており、障がいのある子どもをもつ保護者のニーズに対応した相談支援や情報提供が求められています。

施策の方向性

- ◆障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実に取り組みます。
- ◆発達障がい児の新規受診や相談の増加に対応できるよう、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組みます。

(1) 早期発見・早期支援

- 医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に、「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に取り組みます。
- 区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら、“発達が気になった”段階から、家族も含めた支援に取り組みます。

(2) 療育・支援体制の充実強化

- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、児童発達支援などの支援体制を充実強化します。
- 療育センター等の新規受診児数の増加等に対応するため、南部地域の相談・診断・療育機能の強化について検討を行います。
- 通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行うとともに、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援や、障がい児施設などでの日帰りの一時支援や預かり時間の延長などにより、障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。

(3) 発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組みます。
- 発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育て交流サロン等へのペアレントメンターの派遣など、保護者支援に取り組みます。
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者等で構成する発達障がい者支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動や市民向け講座を実施します。

(4) 障がい児保育等の推進（施策2再掲）

こども・子育て審議会に諮問し、検討中

現在の主な事業

障がい児の専門機関などの連携による早期発見・早期対応
障がい児施設による通園療育 療育センター
発達障がい者支援センター 発達障がい者支援協議会

施策5 子育てを応援する環境づくり

これまでの取組と成果

- ◆子育てを応援する「い〜な」ふくおか・子ども週間の賛同企業数を増やすなど、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組みました。
- ◆男女が子育てを行う意識を醸成する講座やイベント、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの実施などにより、男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべき」との固定概念をもたない市民の割合）は増加傾向にあります。
- ◆授乳やオムツ交換ができる「赤ちゃんの駅」の登録数を増やすとともに、子育て世帯の住み替えに対する助成、バリアフリー化された市営住宅や歩道の整備に取り組み、子育てしやすいまちづくりを推進しました。
- ◆子どもの通院及び入院にかかる医療費の助成対象年齢の拡大や、保育所等における実費徴収に対する助成を開始し、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。

現状と課題

- ◆女性の就業者数が増加し、女性の就業率も上昇しており、男女が子育てを行っていくことが重要となっています。
- ◆子育てしやすいまちづくりに向け、子育てに関する経済的な負担の軽減が求められています。
- ◆子どもや子育て世帯などが安全・安心に外出することができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを行っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆市民、事業者などと共働し、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。
- ◆安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。
- ◆子どもの安全を守るため、交通事故の防止や防犯体制への対応などに取り組みます。
- ◆子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

(1) 男女が子育てを行う意識の醸成

- 男女が子育てを行う意識を高めるため、男女共同参画推進センターや子どもプラザ、公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取り組みを行います。
- 学校教育においては、男女平等教育を推進するため、副読本の活用を促進するなどの取り組みを行います。
- 母子健康手帳に、産前・産後休業や育児休業などの制度に関する情報を掲載するほか、マタニティスクールなどの機会を捉えて、必要な情報提供を行います。
- 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職していた期間のブランクを克服するための講座を開催するなど、母親などの再就職の支援を行います。

(2) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

- 企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や所定外労働の削減など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組みを支援します。
- 子育て中の人をはじめ、働く人すべてが、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを進めるため、企業を対象とした講座を開催します。
- 女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組みを支援します。
- 社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組みます。

(3) 子育てを支援するまちづくり

- 良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の住替えに要する費用の助成など、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。
- 子育て世帯などの住宅確保要配慮者の住宅確保に向け、住宅セーフティネット法第8条の登録住宅の供給促進に向けた取組みを進めます。
- 市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組みを進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

(4) 子どもの安全を守る取組み

- 子どもの交通事故を防止するため各年齢層に交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に取り組みます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、障がい児通所支援事業所等において、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、日常的な安全管理に取り組みます。
- 保育園等における児童の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。

(5) 子育てにかかる経済的負担の軽減

- 子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校までの子どもを対象に児童手当を支給します。
- 子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行います。
- 子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組みます。(施策 13 再掲)
- 経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。(施策 12 再掲)
- 子ども施策の各種利用料等の算定において、未婚のひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。(施策 12 再掲)

現在の主な事業

男女共同参画推進センターによる啓発 社会貢献優良企業優遇制度

女性活躍推進事業 市民や企業と共働した子育て支援（い〜なふくおか子ども週間）

子育て世帯住替え助成事業 新婚・子育て世帯等が安心して住める市営住宅の整備

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の促進 道路のバリアフリー化の推進

公共交通バリアフリー化促進事業 バス利用環境の改善 ベンチプロジェクト

「赤ちゃんの駅」事業

各種交通安全教育 通学路の歩車分離 子どもの安全対策（通学路の安全確保）

防犯出前講座 防災体験や新米パパママ応急手当講習会

保育所・幼稚園での防災教室 犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進事業

児童手当 子ども医療費助成 児童扶養手当（施策 12 再掲）

市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居（施策 13 再掲）

母子父子寡婦福祉資金貸付事業（施策 12 再掲）

ひとり親家庭等医療費助成（施策 12 再掲） 寡婦(夫)控除のみなし適用（施策 12 再掲）

実費徴収にかかる補足給付事業（施策 13 再掲）

◆目標 1 事業目標

子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	R元 年度末 (実績)	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を 実施する事業)	見込み	対象者数(人)	14,499 (H30 年度末)	14,260	14,070	14,020	14,010	14,010
	確保方策	実施体制	委託医療機関で実施					
母子保健訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数(人)	12,683 (H30 年度末)	13,680	13,500	13,460	13,440	13,440
	確保方策	実施体制	区保健福祉センターの助産師等の専門職により実施					
延長保育事業 (時間外保育事業)	見込み	利用者数	8,660 (H30 年度末)	調整中				
	確保方策	(人)	8,660 (H30 年度末)					
病児・病後児 デイケア事業 (病児保育事業)	見込み	利用者数 (人日)	29,126 (H30 年度末)					
		利用者数 (人日)	29,126 (H30 年度末)					
	確保方策		21					
		実施施設数						
幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業 (預かり保育))	見込み	利用者数	571,893 (H30 年度末)					
	確保方策	(人日)	884,000 (H30 年度末)					
子どもプラザ (地域子育て支援 拠点事業)	見込み	利用者数 (人回/月)	12,960 (H30 年度末)					
	確保方策	箇所数	14					
福岡市子育て支援 コンシェルジュ (利用者支援事業 基本型・特定型)	見込み	箇所数	7					
	確保方策		7					
ファミリー・サポート・センター 事業 (子育て援助活動 支援事業)	見込み	定員数	12,856 (H30 年度末)					
	確保方策	(人日)	15,560 (H30 年度末)					
一時預かり事業 (一時預かり事業 (預かり保育を除く))	見込み	定員数	23,414 (H30 年度末)					
	確保方策	(人日)	28,733 (H30 年度末)					

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保方策（全市の数値）

	R元年度(実績)				R2 年度				R3 年度			
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み (必要利用定員総数)	19,691	39,489			調整中							
		21,614	14,781	3,094								
確保方策	19,691	21,976	14,574	4,247								
	R4 年度				R5 年度				R6 年度			
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み (必要利用定員総数)	調整中											
確保方策												

福岡市が独自に設定する項目

項目名	指数	現状値 R 元年度末	目標値 R6 年度末
休日保育	実施箇所数	7	調整中
安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化）	割合（％）	37 (H30 年度末)	増加 (R2 年度末)
生活関連経路のバリアフリー化された割合（直轄道路、臨港道路等除く）	割合（％）	88 (H30 年度末見込)	98 (R2 年度末)
通学路の歩車分離率	割合（％）	70.8 (H30 年度末見込)	75 (R2 年度末)

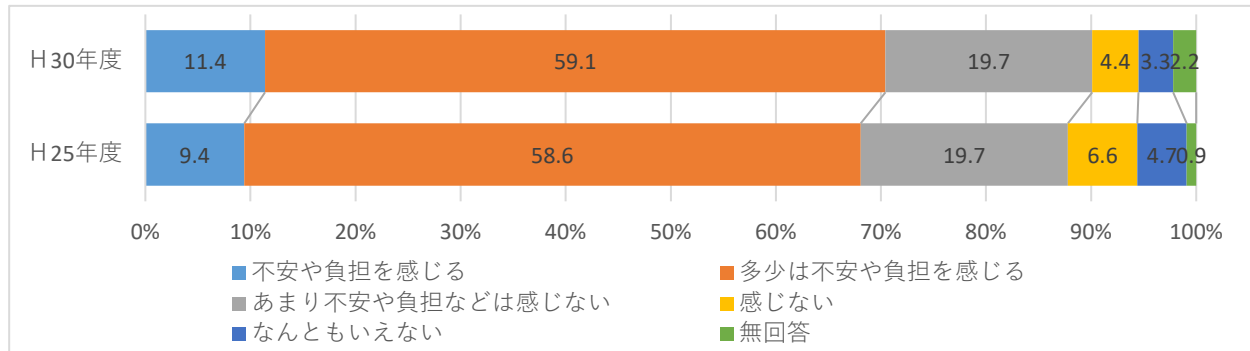
※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

◆目標 1 成果指標

成果指標		現状値 R 元年度末	目標値 R6 年度末
4 か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）			
育児に心配があると答えた母親の割合		13.8% (H30 年度)	減少
育児は疲れると答えた母親の割合		21.7% (H30 年度)	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合		92.2% (H30 年度)	増加
地域での支えあいにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合		38.8% (H30 年度)	65% (R4 年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合		91.4% (H30 年度)	95%
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性	63.4% (H30 年度)	75% (R4 年度)
	女性	75.9% (H30 年度)	80% (R4 年度)
父親の 1 週間あたりの家事・育児の時間（乳幼児の保護者）		15 時間 10 分 (H30 年度)	増加
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合		66.2% (H30 年度)	75%

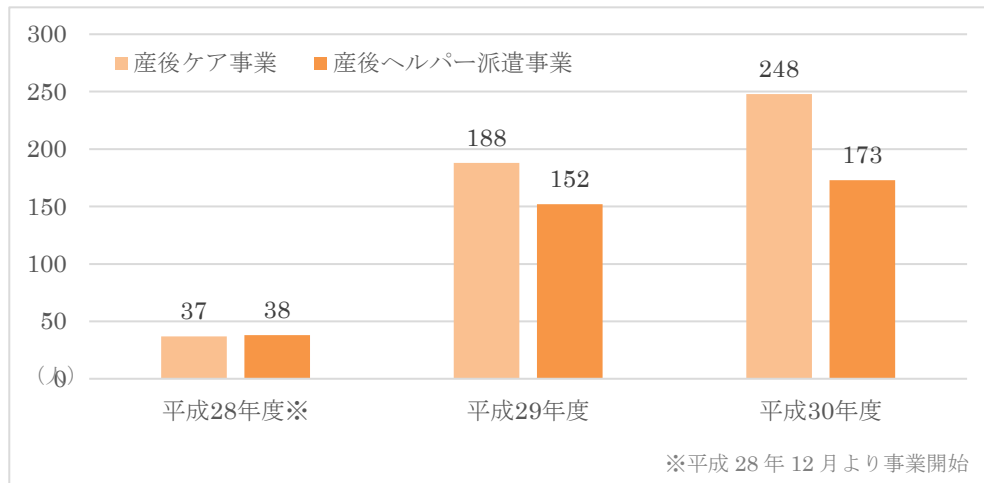
◆目標 1 関連データ

子育てに対する不安や負担（乳幼児の保護者）



出典：福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

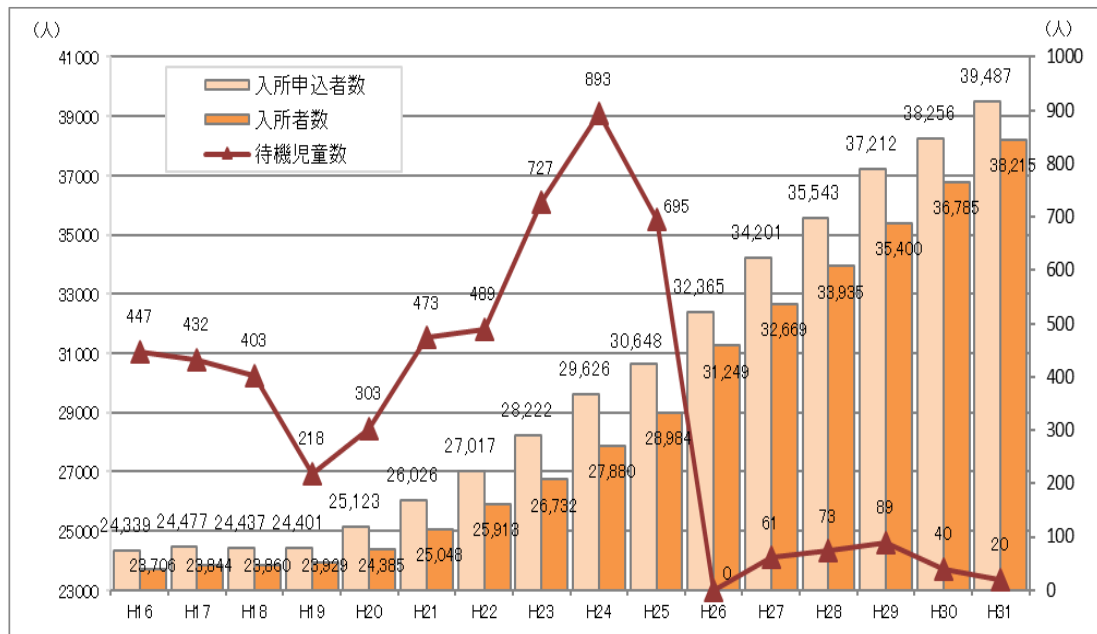
産後サポート事業の利用者数の推移（実人数）



※平成 28 年 12 月より事業開始

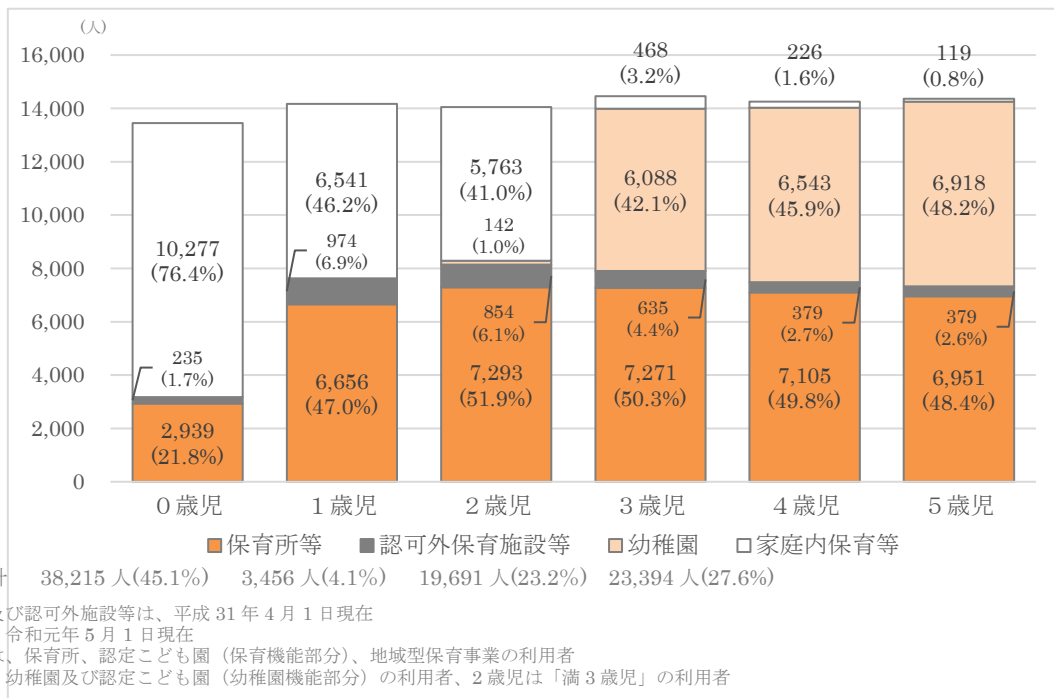
福岡市子ども未来局調べ

福岡市の保育需要の推移



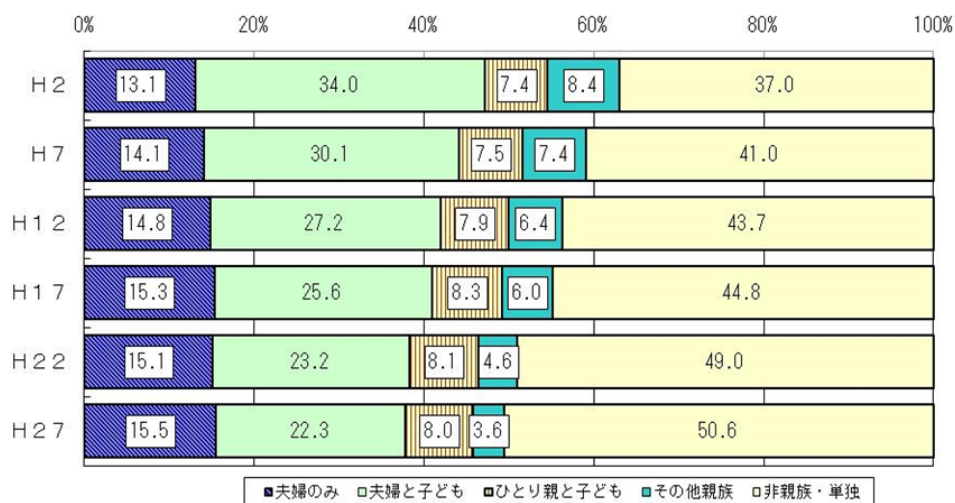
福岡市子ども未来局調べ

福岡市の保育等利用の状況



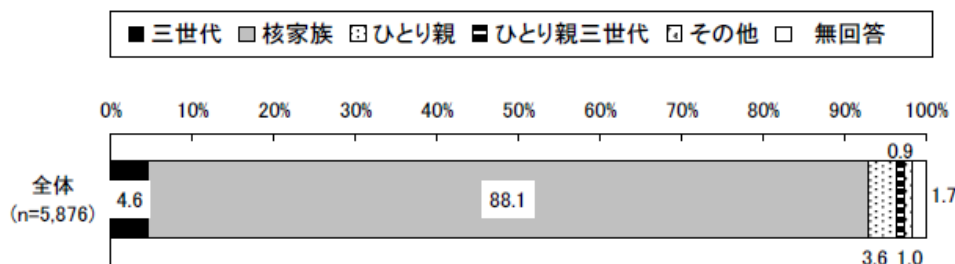
福岡市子ども未来局調べ

家族類型別の一般世帯数の割合



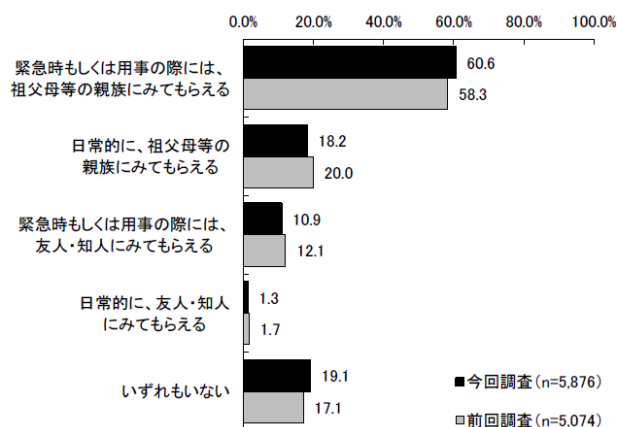
出典：国勢調査

乳幼児がいる保護者の世帯分類



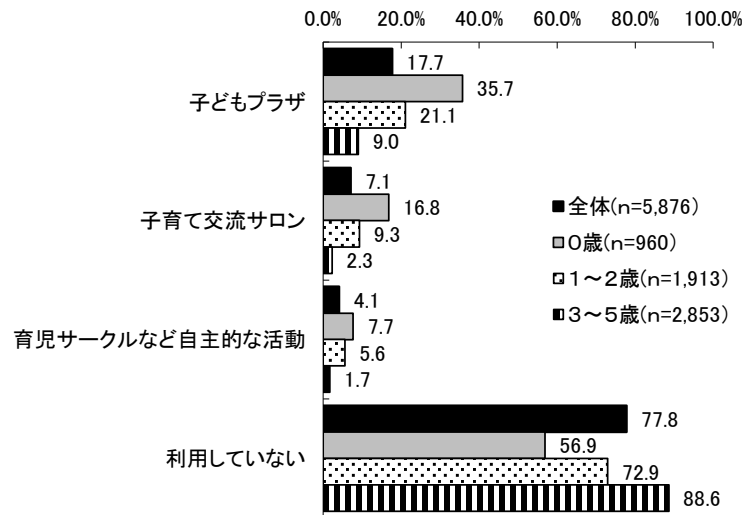
出典：福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（乳幼児の保護者）



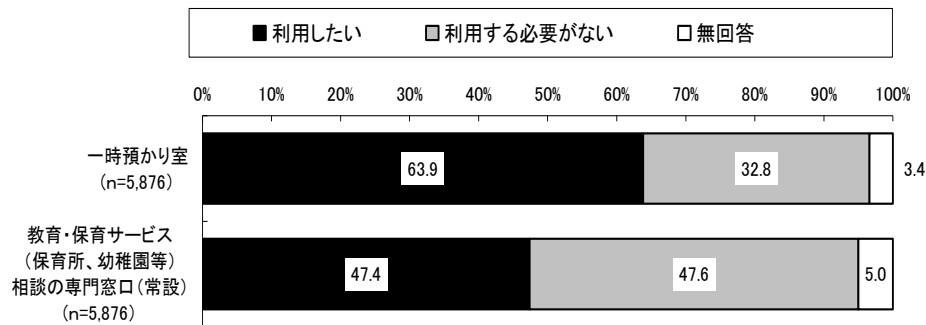
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子どもプラザ・子育て交流サロン等の利用状況（乳幼児の保護者）



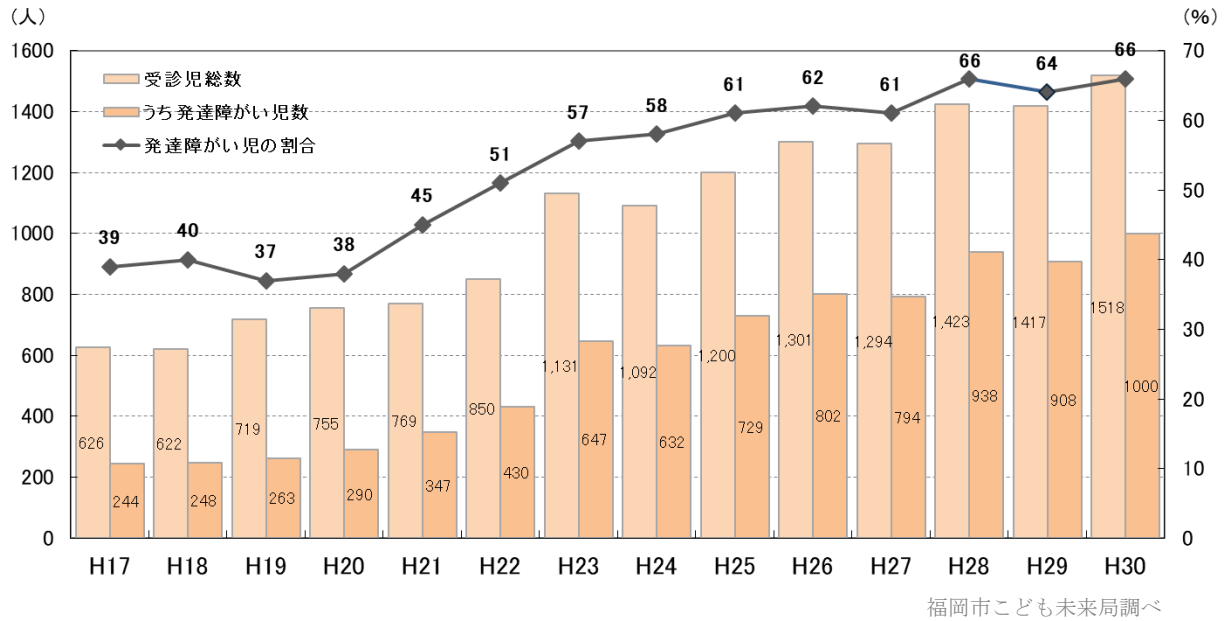
出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子どもプラザに次の機能があったら利用したいですか

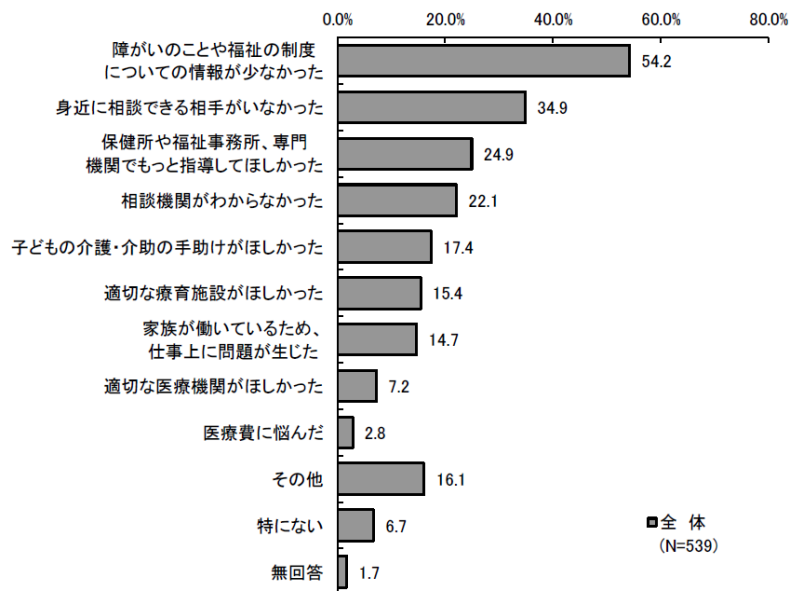


出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

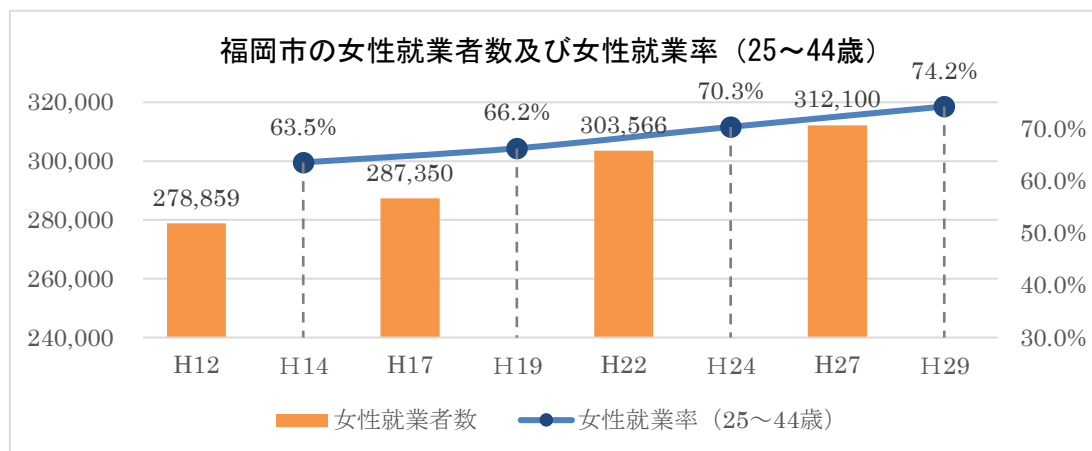
療育センター等における新規受診児数の推移



障がいの診断・判定を受けた頃の苦勞，悩み，不安

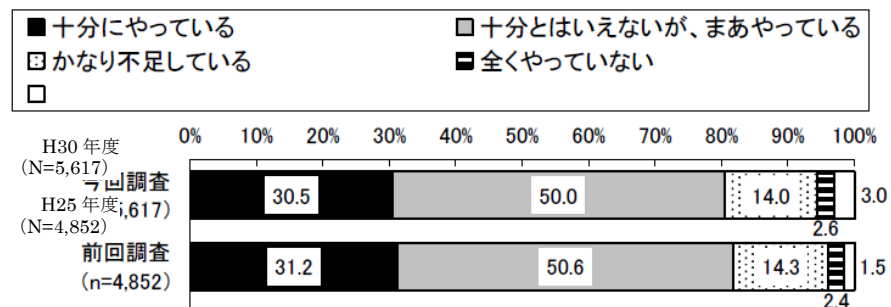


出典：平成 28 年度 福岡市障がい児・者等実態調査



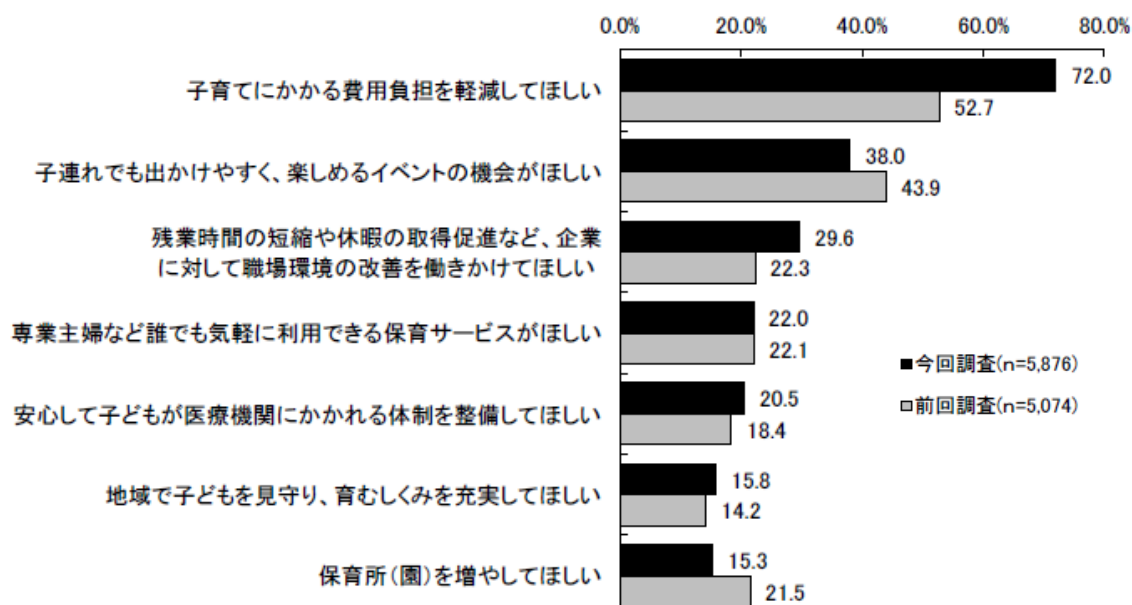
出典：就業構造基本調査（総務省）

あなたの家庭では、父親はどの程度子育てをしていますか



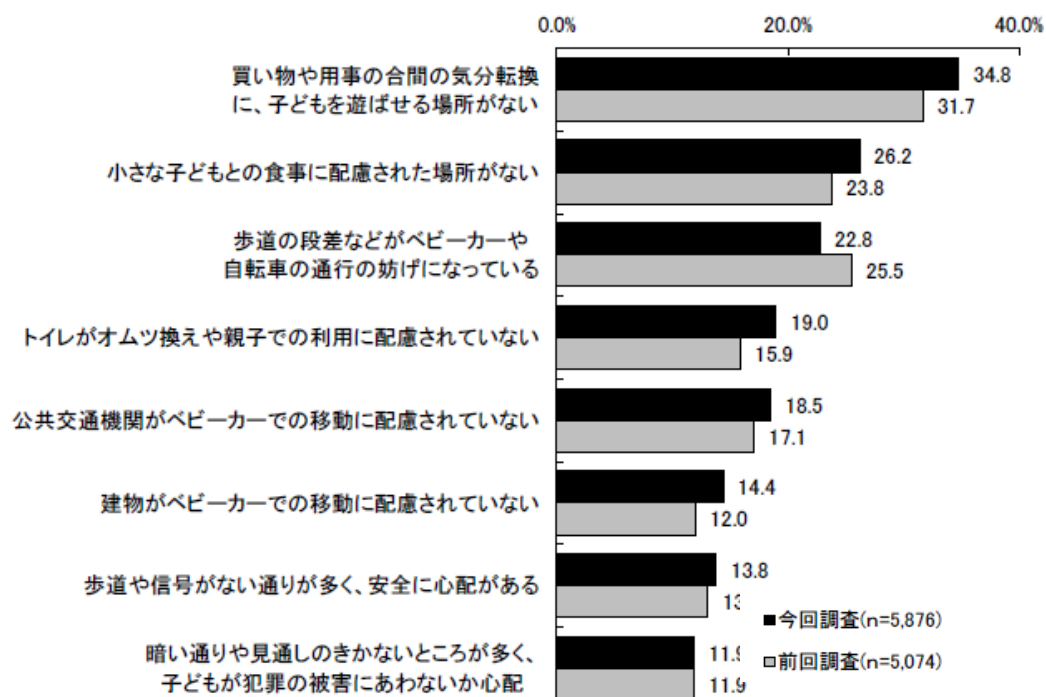
出典：福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

充実してほしい子育て支援



出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

市内においてお子さんと外出する際、困ること・困ったこと



出典：平成 30 年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査